

取引相場のない株式等についてのパブリックコメント

国税庁が、平成 29 年 3 月 1 日に公表した「財産評価基本通達の一部改正（案）の概要」によると、主に中会社の会社規模の判定基準について、改正前よりも引き下げることを予定しています。

具体的には、以下のように改正される予定です。

- (1) 従業員数が 70 人以上の会社は「大会社」とする（改正前は 100 人以上）
- (2) 従業員数が 70 人未満の会社は、次の①と②のいずれか大きい方で判定する

<① 従業員数を加味した総資産基準>

(改正前)

総資産価額(帳簿価額)			従業員数				
			5人以下	30人以下 5人超	50人以下 30人超	99人以下 50人超	100人以上
卸売業	小売・サービス業	その他の業種					
20億円以上	10億円以上	10億円以上					大会社
14億円以上	7億円以上	7億円以上				中会社の大	大会社
7億円以上	4億円以上	4億円以上			中会社の中		
7千万円以上	4千万円以上	5千万円以上		中会社の小			
7千万円未満	4千万円未満	5千万円未満	小会社				小会社



(改正後)

総資産価額(帳簿価額)			従業員数				
			5人以下	20人以下 5人超	35人以下 20人超	69人以下 35人超	70人以上
卸売業	小売・サービス業	その他の業種					
20億円以上	15億円以上	15億円以上					大会社
4億円以上	5億円以上	5億円以上				中会社の大	大会社
2億円以上	2.5億円以上	2.5億円以上			中会社の中		
7千万円以上	4千万円以上	5千万円以上		中会社の小			
7千万円未満	4千万円未満	5千万円未満	小会社				小会社

<② 取引金額基準>

(改正前)

取引金額			会社規模
卸売業	小売・サービス業	その他の業種	
80億円以上	20億円以上	20億円以上	大会社
50億円以上	12億円以上	14億円以上	中会社の大
25億円以上	6億円以上	7億円以上	中会社の中
2億円以上	6千万円以上	8千万円以上	中会社の小
2億円未満	6千万円未満	8千万円未満	小会社

(改正後)

取引金額			会社規模
卸売業	小売・サービス業	その他の業種	
30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社
7億円以上	5億円以上	4億円以上	中会社の大
3.5億円以上	2.5億円以上	2億円以上	中会社の中
2億円以上	6千万円以上	8千万円以上	中会社の小
2億円未満	6千万円未満	8千万円未満	小会社

会社規模区分の判定基準の見直しによって、改正前よりも大きな会社規模区分に該当することになる場合に株価は軽減されることとなります。この改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後の相続、遺贈又は贈与によって取得した財産の評価について適用することとされています。
(担当：山本 和義)